

平成27年10月1日に新たな県域拠点が設置されました。

新たに県域拠点を県庁所在地に配置し、県内各地を回って現場と農政を結びます。

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革を着実に推進するため、静岡地域センター及び浜松地域センターを見直し、新たに、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を県庁所在地に常駐させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組んでいきます。
- また、これまで地域センターで行ってこられた経営所得安定対策の交付事務や6次産業化の推進、統計調査、食品表示監視等の食の安全・安心の確保等の業務については、下記のとおり引き続き県庁所在地拠点で行います（一部業務は関東農政局本局が直接対応します）。

新たな県域拠点の体制

関東農政局静岡県拠点 [静岡県静岡市葵区東草深町7-18]

地方参事官

地方参事官室<<農政全般に関する総合窓口>>

- ・ 県内をくまなく回り、農政情報を説明します。
- ・ 農業者・消費者・行政関係者からの各種質問・相談に応じます。
- ・ 地域の現状に合わせて事業や制度、他地域での優良事例などを紹介し、地域の関係者とともに農政課題の解決に努めます。

<<連絡先>>

総合窓口 (054)-246-6121

<<経営の安定、統計調査、食の安全・安心>>

- | | | |
|-----------------|-----------------------------|----------------|
| ・経営所得安定対策チーム | : 経営所得安定対策の交付事務 等 | (054)-246-6121 |
| ・食料産業チーム | : 6次産業化の推進、輸出証明 等 | (054)-246-6121 |
| ・統計チーム(経営・構造) | : 統計調査 | (054)-246-0612 |
| (生産流通) | | (054)-246-6123 |
| ・消費・安全チーム(食品表示) | : 旧JAS法に基づく食品表示監視、米トレサ法・食糧法 | (054)-246-6959 |
| (米穀流通) | : に基づく米穀流通監視、牛トレサ法に基づく監視 等 | (054)-246-6125 |
| (農畜産安全) | | (054)-246-6125 |

<<連絡先>>

(054)-246-6121
(054)-246-6121
(054)-246-0612
(054)-246-6123
(054)-246-6959
(054)-246-6125
(054)-246-6125

これまで地域センターで行っていた下記の業務は、専任となる職員を配置し体制を強化した上で、関東農政局(本局)が主体となって行います。

- | | | |
|---------------------|---------------|----------------|
| ○消費者相談、リスクコミュニケーション | 消費・安全部消費生活課 | (048)-740-0358 |
| ○食育 | 経営・事業支援部地域食品課 | (048)-740-0391 |